

議第 8 2 号 呉市旅費条例及び呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

本市における旅費については、国家公務員の旅費との均衡の観点から、その内容に準じた取扱いとしています。この度、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）の一部改正（令和 6 年法律第 2 2 号による改正）により、国家公務員等の旅費の取扱いが変更されたことを踏まえ、呉市旅費条例（昭和 2 6 年呉市条例第 9 4 号）等について所要の規定の整備をします。

2 改正の内容

(1) 旅費の種目及び支給額の改正

本市の公務のため旅行した者（本市の職員以外の者を含みます。）に対して支給する旅費の額及び呉市議会の議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額について、経済社会情勢の変化に対応するとともに、旅費の適正な支出を図る観点から、当該額の実勢価格との乖離の解消を図るとともに、旅行の実態や運用に即した取扱いとするため、旅費の種目と支給額を改正します。

旅費の種目及び支給額の改正

※ 太字・下線：改正項目

現行		改正案	
種目	支給額	種目	支給額
鉄道賃	実費 <u>（鉄道のみ）</u> <u>（距離制限あり）</u>	鉄道賃	実費 <u>（軌道を含む。）</u> <u>（距離制限なし）</u>
船賃	実費	船賃	実費
航空賃	実費	航空賃	実費
<u>車賃</u>	実費	<u>その他の交通費</u>	実費
<u>日当</u>	<u>定額</u> ※ <u>用務地内の同一行政区域内の交通費を含む。</u>	【 <u>廃止</u> 】 ※ <u>用務地内の同一行政区域内の交通費は鉄道賃及びその他の交通費として実費支給</u>	
<u>宿泊料</u>	<u>定額</u>	<u>宿泊費</u>	<u>上限付実費</u>
—	—	<u>包括宿泊費</u> 【 <u>新設</u> 】	<u>上限付実費</u>
—	—	<u>宿泊手当</u> 【 <u>新設</u> 】	<u>定額</u>
<u>赴任旅費</u>	<u>国家公務員に準じる。</u> <u>（定額）</u>	<u>転居費</u>	<u>実費</u>
		<u>着後滞在費</u>	<u>上限付実費</u>
		<u>家族移転費</u>	<u>実費</u>
外国旅行の旅費	国家公務員に準じる。	外国旅行の旅費	国家公務員に準じる。

ア 用務地内の交通費の実費支給及び日当の廃止

現行の旅費制度では、用務地内の同一行政区域内の交通費に充てるものとして日当を支給していますが、改正後は、用務地内の同一行政区域内の交通費の実費を支給します。

また、日当は、用務地内の同一行政区域内の交通費及び昼食費を含む諸雑費としても支給していますが、用務地内の同一行政区域内の交通費の実費支給及び宿泊手当の新設に伴い、廃止します。

現行の日当（廃止）

※ 1日につき

市長，副市長，教育長，議員	その他の職員
3，000円	2，600円

イ 鉄道賃

現行の鉄道に加え、路面電車、モノレール等の軌道を利用する場合も鉄道賃を支給します。

また、現行の特別急行料金は片道距離が100キロメートル以上の場合にのみ支給しておりましたが、距離にかかわらず公務のため必要な場合に支給します。

ウ その他の交通費（現行：車賃）

路線バス等に加えて、タクシー、レンタカーその他の移動手段に要する費用を、その他の交通費として支給します。

なお、タクシー、レンタカー等に係る旅費は、公務のため特に必要とする場合に限り支給します。

エ 宿泊費（現行：宿泊料）

現行の宿泊料は、1夜当たり定額を支給していますが、改正後は、宿泊費として、宿泊費基準額を上限に実費を支給します。宿泊費基準額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）に準じ、旅行者の職務を勘案して宿泊地ごとに規則で定めます。

なお、国の宿泊費基準額については、財務省において、毎年実勢データを調査し、その結果を踏まえて適時適切に見直しがされる予定ですので、呉市においてもその見直しを踏まえて宿泊費基準額を改正する予定です。

現行の宿泊料

※ 1夜当たり定額

	市長，副市長，教育長，議員	その他の職員
全国一律	14，800円	13，100円

改正後の宿泊費基準額

※ 1夜当たりの上限額

都道府県	市長，副市長，教育長，議員	その他の職員
北海道	18，000円	13，000円
青森県	15，000円	11，000円
岩手県	13，000円	9，000円
宮城県	14，000円	10，000円
秋田県	15，000円	11，000円

都道府県	市長，副市長，教育長，議員	その他の職員
山形県	1 4， 0 0 0 円	1 0， 0 0 0 円
福島県	1 1， 0 0 0 円	8， 0 0 0 円
茨城県	1 5， 0 0 0 円	1 1， 0 0 0 円
栃木県	1 4， 0 0 0 円	1 0， 0 0 0 円
群馬県	1 4， 0 0 0 円	1 0， 0 0 0 円
埼玉県	2 7， 0 0 0 円	1 9， 0 0 0 円
千葉県	2 4， 0 0 0 円	1 7， 0 0 0 円
東京都	2 7， 0 0 0 円	1 9， 0 0 0 円
神奈川県	2 2， 0 0 0 円	1 6， 0 0 0 円
新潟県	2 2， 0 0 0 円	1 6， 0 0 0 円
富山県	1 5， 0 0 0 円	1 1， 0 0 0 円
石川県	1 3， 0 0 0 円	9， 0 0 0 円
福井県	1 4， 0 0 0 円	1 0， 0 0 0 円
山梨県	1 7， 0 0 0 円	1 2， 0 0 0 円
長野県	1 5， 0 0 0 円	1 1， 0 0 0 円
岐阜県	1 8， 0 0 0 円	1 3， 0 0 0 円
静岡県	1 3， 0 0 0 円	9， 0 0 0 円
愛知県	1 5， 0 0 0 円	1 1， 0 0 0 円
三重県	1 3， 0 0 0 円	9， 0 0 0 円
滋賀県	1 5， 0 0 0 円	1 1， 0 0 0 円
京都府	2 7， 0 0 0 円	1 9， 0 0 0 円
大阪府	1 8， 0 0 0 円	1 3， 0 0 0 円
兵庫県	1 7， 0 0 0 円	1 2， 0 0 0 円
奈良県	1 5， 0 0 0 円	1 1， 0 0 0 円
和歌山県	1 5， 0 0 0 円	1 1， 0 0 0 円
鳥取県	1 1， 0 0 0 円	8， 0 0 0 円
島根県	1 3， 0 0 0 円	9， 0 0 0 円
岡山県	1 4， 0 0 0 円	1 0， 0 0 0 円
広島県	1 8， 0 0 0 円	1 3， 0 0 0 円
山口県	1 1， 0 0 0 円	8， 0 0 0 円
徳島県	1 4， 0 0 0 円	1 0， 0 0 0 円
香川県	2 1， 0 0 0 円	1 5， 0 0 0 円
愛媛県	1 4， 0 0 0 円	1 0， 0 0 0 円
高知県	1 5， 0 0 0 円	1 1， 0 0 0 円
福岡県	2 5， 0 0 0 円	1 8， 0 0 0 円
佐賀県	1 5， 0 0 0 円	1 1， 0 0 0 円
長崎県	1 5， 0 0 0 円	1 1， 0 0 0 円

都道府県	市長，副市長，教育長，議員	その他の職員
熊本県	20,000円	14,000円
大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	11,000円

オ 包括宿泊費（新設）

移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用（いわゆるパック旅行）として、包括宿泊費を新設します。包括宿泊費は、交通費の額と宿泊費基準額の合計額を上限として、実費を支給します。

カ 宿泊手当（新設）

宿泊を伴う旅行の際に、夕朝食代の掛かり増し（宿泊を伴わない旅行の場合より増して掛かる経費）を含む諸雑費に充てるため、宿泊手当として、1夜当たり定額を支給します。宿泊手当の額は、国家公務員等の旅費支給規程に準じて規則で定めます（定額：2,400円）。

なお、宿泊手当は、宿泊費又は包括宿泊費に朝食又は夕食のいずれかに相当するものが含まれる場合は定額の3分の2を、宿泊費又は包括宿泊費に朝食及び夕食に相当するものが含まれる場合は定額の3分の1を、交通費に食費に相当する経費が含まれる場合は定額の3分の1を支給すること及び旅行中に自宅等に宿泊する場合は支給しないこととし、規則でこの旨を定めます。

キ 転居費，着後滞在費，家族移転費（現行：赴任旅費）

赴任に伴い転居する場合、現行は、転居に伴う引越し費用、交通費、宿泊費及び宿泊手当に相当する額を赴任旅費として国家公務員の例により定額で支給していますが、改正後は、転居費，着後滞在費及び家族移転費として国家公務員に準じて実費を支給します。

(2) 旅費の支給対象の見直し

現行の旅費は、旅行者に直接支給することとしていますが、旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供契約を締結した旅行役務提供者（※）への直接の支払を可能とします。なお、旅行役務提供契約の詳細は、当該契約の締結を含めて、今後検討します。

※ 旅行役務提供者

旅行代理店，引越し業者，クレジットカード会社等であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務等を旅行者に提供することを約し，かつ，市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約）を締結したもの

(3) 旅費の返納

呉市旅費条例の規定に違反して旅費の支給を受けた旅行者に対して旅費の返納を求めること又は旅行者の給与等から旅費相当額の控除をすることを可能とする規定を新設します。

(4) 旅費の区分

現行の旅費の区分である「1等」及び「2等」の表現は廃止しますが、鉄道賃の運賃の上限及び特別車両料金並びに船賃の運賃の上限及び特別船室料金については、現行の考え方を維持します。

なお、呉市議会の議員の公務のために旅行したときの費用弁償額については、呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年呉市条例第44号）で「旅費条例の規定による市長、副市長及び教育長の例により算出して得た額」と定めます。

鉄道賃・船賃の上限等

現行・改正後の区分		内容
1等	市長，副市長， 教育長，議員	鉄道賃：最上級，特別車両料金利用可 船賃：最上級，特別船室料金利用可
2等	その他	鉄道賃：最下級，特別車両料金利用不可 船賃：最下級，特別船室料金利用不可

3 関係条例の改正

呉市旅費条例の改正に伴い、同条例の規定を準用している次の条例について、所要の改正を行います。

- ・呉市報酬及び費用弁償条例（昭和22年呉市条例第42号）
- ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成17年呉市条例第3号）
- ・呉市消防団員の定員，任免，報酬，服務等に関する条例（令和3年呉市条例第49号）

4 施行期日

令和8年2月1日